

質問回答

NO.	質問	回答
1	1.モデル事業実施自治体へ支払う費用について ① 仕様書2.(4)各団体における事業実施の支援に、請負者は、採択された事業の各団体と委託契約を結び、事業を実施するに当たって要する費用の負担及び管理を行うこと(1つの事業につき上限30,000千円(税込))とあるが、各団体へ支払う費用を含めた金額で入札するという事で良いか？	ご認識のとおり、各団体との委託契約の合計額150,000千円を入札額に含めてください。なお、各団体との委託契約の合計額が150,000千円を下回った場合、その差額について請負者との契約金額から減額(契約変更)します。
2	② モデル事業の採択団体が5団体程度とあるが、6団体以上となることはあり得るか？また、6団体以上となった場合でも、本事業における請負事業者の各団体への支払いは、上限150,000千円(税込)(30,000千円(税込)×5団体)以内であると考えて良いか？	6団体以上となることはあり得るが、請負事業者の各団体への支払いは、上限150,000千円(税込)(30,000千円(税込)×5団体)以内です。
3	2.現地視察の有識者派遣人数について 仕様書2.(4)各団体における事業実施の支援での各モデル事業の実施中に現地視察として評価委員会の委員又は評価委員会が推薦する有識者3名程度とあるが、選定した3名程度の有識者の中から各地域に1名程度を派遣と理解しても良いか？それとも、各地域に派遣するのが3名程度ということか？	各地域に派遣するのが3名程度ということです。